毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日

目 次

#### 規 則

○福島県がん対策推進審議会規則の一部を改正する規則 告 示

○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件七件

○道路の区域を変更する件六件 ○道路の供用を開始する件四件

#### ○肥料の登録の有効期間を更新した件 公 告

○都市計画を変更する件

#### 福島県教育委員会教育長

般競争入札を行う件

#### 規 則

福島県がん対策推進審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

福島県知事 内 堀 雅 雄

#### 福島県規則第三十五号

令和元年十一月八日

# 福島県がん対策推進審議会規則の一部を改正する規則

うに改正する。 福島県がん対策推進審議会規則(平成三十年福島県規則第八十六号) の一部を次のよ

この規則は、 公布の日から施行する。

第七条中「健康増進課」を 「健康づくり推進課」に改める。

#### 附

# 福島県告示第三百五十二号

告

示

情報室に備え置いて縦覧に供する。 福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部総務課市民 十一月八日から同年十二月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、 の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和元年 項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一

令和元年十一月八日

意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 イオン福島店 福島県福島市南矢野目字西荒田五〇番地一七ほ

福島県知事

内

堀

雅

雄

法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要

意見なし。

三九

三九  $\equiv$ 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要 意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百五十三号

三四

三四四

福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業政 の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和元年 項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項 十一月八日から同年十二月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一

策課に備え置いて縦覧に供する。 令和元年十一月八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

ショッピングモールフェスタ「福島県郡山市日和田町字小原 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 地

法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要

意見なし。

 $\equiv$ 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要 意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

### 福島県告示第三百五十四号

(地域医療課)

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。 以下 「法」という。) 第八条第一

地ほか

項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項 置いて縦覧に供する。 福島県県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び西郷村産業振興課に備え 十一月八日から同年十二月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、 の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和元年

令和元年十一月八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 イオン西郷ショッピングセンター 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字岩下一一番

法第八条第一項の規定により西郷村から聴取した意見の概要 意見なし。

法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要 意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

### 福島県告示第三百五十五号

の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和元年項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項 業労政課に備え置いて縦覧に供する。 福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部商 十一月八日から同年十二月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第

令和元年十一月八日

福

福島県知事 内 堀 雅 雄

意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 マルト平白土店 福島県いわき市平字作町三丁目一番地八ほか

法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要 意見なし。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要 意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

### 福島県告示第三百五十六号

福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部商 十一月八日から同年十二月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、 の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和元年 項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第

> 業労政課に備え置いて縦覧に供する 令和元年十一月八日

意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

福島県知事

内

堀

雅

雄

マルトSC高坂店 福島県いわき市内郷高坂町八反田一番地一八ほか

- 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要
- 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要 意見書の提出なし

 $\equiv$ 

(商業まちづくり

# 福島県告示第三百五十七号

の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和元年 業労政課に備え置いて縦覧に供する。 福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部商 項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項 十一月八日から同年十二月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一

令和元年十一月八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

マルトSC湯長谷 福島県いわき市常磐下湯長谷町道下四番地 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 ほ

法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要 意見なし。

三

意見書の提出なし

法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百五十八号

の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和元年 項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項 業労政課に備え置いて縦覧に供する。 福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部商 十一月八日から同年十二月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一

福島県知事 内 堀 雅 雄

令和元年十 一月八日

いわきニュータウンショッピングセンター(福島県いた見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 福島県いわき市中央台飯野 一丁目三五

路

線 名

区

間

の変変

更 更

三 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要 意見なし。

一二一 一般 国道

字下大沢三五九五番

南会津郡南会津町長野

変更前

九二・九

四

<u></u>

九

○地先から

意見書の提出なし 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

(商業まちづくり課)

地先まで

字八千窪一六四八番六

同

郡同

町田島

変更後

三八:二~

九

(道路計画課)

 $\frac{\bigcirc}{\bar{\Xi}}$ 

### 福島県告示第三百五十九号

る 計画課及び福島県南会津建設事務所で令和元年十一月八日から二週間一般の縦覧に供す ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路 道路法(昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に

令和元年十 一月八日

報

福島県知事 内 堀 雅 雄

	一般国	路 彩 名	泉
南会津郡下郷町大 二一番一地先から 同 郡同 町大 野上字大比戸甲一 野上字大比戸甲一		Þ	₹
区   区   本   本   本   大   本   大   本   大   大   大   大   大   大   大   大			1
変更後	変更前	の 寥 別 復	更更
三 <u>二</u> 三·〇·九	三三・一	(メートル)	敷地の幅員
五七七八八	五七七・八	(メートル)	延長

道路計画課

#### 福島県告示第三百六十号

令和元年11月8日 金曜日

る

計画課及び福島県南会津建設事務所で令和元年十一月八日から二週間一般の縦覧に供す ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路 道路法(昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に

令和元年十 一月八日

福島県知事 内 堀

雅 雄

別後前 敷地の幅員 (メートル) 延 (メートル) 長

### 福島県告示第三百六十一号

課及び福島県県北建設事務所で令和元年十一月八日から二週間一般の縦覧に供する。 て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい 令和元年十一月八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

	松金屋線	路 線 名
	<ul><li>○番四地先まで</li><li>○番四地先まで</li></ul>	区
	四地先まで市本宮字兼谷五四市本宮字兼谷五四	間
変更後	変更前	の変変 更更 別後前
В А	B A	(メ 敷 抽
三四三四 三二〇·七 七 七 七	一 四 三 一 ・ 七 ・ 九 ・ 八 、 八	(メートル)
九八	九八	<u>、</u> 延 メ
九六二・三八一七・八	九六二・三八一七・八	(メートル) 長

(道路計画課)

### 福島県告示第三百六十二号

課及び福島県県北建設事務所で令和元年十一月八日から二週間一般の縦覧に供する。 て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい 令和元年十一月八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

	熱海線	路 線 名
本宮市本宮字兼 八番一地先まで 小番地先から 本宮市本宮字兼		区
○番地先まで 市仁井田字吹上二 番一地先まで		間
変更後	変更前	の変変
後	前	更 更 別 後 前
三三・九・八~	三三・九・八~	敷地の幅員
_	_	(メ 延
<u></u>	元 () ()	(メートル) 長

石新沼線 県道日下

変更前

七三・〇

六二〇・八

○一番三地先まで同 市新沼字坪ヶ 五番一〇地先から 相馬市小泉字根岸七五

変更後

六一・八

六

一 八

道路計画

課

市新沼字坪ヶ迫

路

線 名

区

間

の変変 更 更 別後前

メー

ŀ ル

Ŕ

1

ŀ ji 敷地の幅員

延

長

(道路計画課)

### 福島県告示第三百六十三号

課及び福島県県北建設事務所で令和元年十一月八日から二週間一般の縦覧に供する。 て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい 令和元年十一月八日

福島県知事 内 堀 雅

雄

· ·	泉 川二本松 県道須賀	B 彩 彳	泉
八同六本〇番宮		ζ	
元まで	田地先まで 一一地先から 一一地先から		
変更後	変更前	の 変 見 別 後	更更
四六・四六・四	四六・四六・四	(メートル)	敷地の幅員
二 <sub>六</sub>	<del></del>	(メートル)	延
-140.0	11六〇・〇	「ル)	長

道路計画課

### 福島県告示第三百六十四号

課及び福島県相双建設事務所で令和元年十一月八日から二週間一般の縦覧に供する。 て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一 令和元年十一月八日 項の規定に基づき、県道につい

福島県知事 内 堀 雅 雄

### 福島県告示第三百六十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次の道路の

令和元年十一月八日

設事務所で令和元年十一月八日から二週間一般の縦覧に供する。供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県北建

福島県知事

内

堀

雅

雄

県道	路
二本松金屋線	線
秘	名
ま同先本でか宮	供
市ら市	用
糠沢字赤木	開
糠沢字赤木二六○	始
三六 九八	の
番番	区
地 一 先 地	間
令和	供
型元	用
元年	開
	始
月八	0
日	期
	日

(道路計画課)

## 福島県告示第三百六十六号

供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県北建 設事務所で令和元年十一月八日から二週間一般の縦覧に供する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次の道路の

令和元年十一月八**日** 

福島県知

事 内

堀

雅

雄

県道本宮熱海線	線
	名
か本ら宮	供
~ 吊	用
本宮字兼公	開
兼谷平	始
_	の
八〇番	区
地先	間
一 令 和	供
和元年	用
年一	開
一日	始
月八日	の期
日	日日

公

告

まで 同 市仁井田字吹上二八番一地先

(道路計画課)

### 福島県告示第三百六十七号

供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県北建道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の 設事務所で令和元年十一月八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和元年十一月八日

福島県知事 内 堀 雅

雄

県道	Î
· [沒	[
<u> </u>	
· 松 緩	2 名
ま同先本で市ら市	供
で市本宮字兼谷ので	月用
本宮字兼谷平	=   開
ポーラウェース ディスティスティスティス マイ・スティスティス マイ・スティス アイ・スティス アイ・ス アイ・ス アイ・スティス アイ・ス アイ・ス アイ・ス アイ・スティス アイ・ス アイ・ス アイ・ス アイ・ス アイ・ス アイ・ス アイ・ス アイ・	2 始
<b>→</b> Ξ	E 0
番 -	
地 — 先 地	間間
弇	供
令 利 元 年	1 用
年	開
_	始
月 グ	の
E	期
	日

(道路計画課)

### 福島県告示第三百六十八号

県

報

供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の 設事務所で令和元年十一月八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和元年十一月八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

県道	路
日下石新沼線	線
-	名
ま同先相で 市ら市	供
市の市小	用
小泉字高池	開
高 祀 五 七	始
五三二番番番	の
番番四一	区
<sup>[</sup> 地 ○ 先 地	間
<b>令</b>	供
令 和 元	用
元年	開
	始
月	の
八 日	期
н	日

(道路計画課)

#### 公告第百三十七号

登録の有効期間を次のとおり更新した。 肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第十二条第二項の規定により、

肥料の

令和元年十一月八日

肥料の	
保証成分量(%)	
その他	福島
その他民名又	福島県知事
住所	内堀
更新し	雅雄
	AH

	T			
登録番号 (短島川)	(亩 四 深)	8 0 1	8 0 2	8 4 1
門巻の	俚发	混 幾 科合質 化二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	説 豢 科合質 化二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲	混合有 漆質用
透	d Š	混機科合合質 8 5 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6	迟 梭 科 0 合	****- * 9 4 0
保証)	空 朱	3.0	5.0	9.0
保証成分量	りん 酸全 量	3.0	3.0	4.0
(%)	加里全量	I	I	ı
その名	0) MATE	合許る成最は定のり有さ有の大、規と。をれ害の量公格おお	<b>企能る成最は定のの有されの大、現とのを</b> をれまの事父格ねれ	合許る成最及有さ有分大びをれ 部の軍の
円名又名なななななななが	章 5	円倉口 プアグ リ株式 会社	円台マープアグ リ株式 会社	ドリ 一年 社 明 中 十 年 会 全 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中
住所		東都代区段一目番号京千田九北丁 8 11	東都代区段一日番号京千田九北丁8	
更新した登録	の有效関膜	令和 4 年11月 7日	令和4 年11月 7日	令和7 年11月 6日

福

島

県

教 育

委 員 会

教

育

長

縦覧場所 田村市船 都市計画

村市船引町春山のうち、

字赤間田 元の区

及び字轟渕の各

部

0)

区域

[から除外される土地

域

三

縦覧期間 福島県県中

建設事務

所

企画管理部企画調査課及び田

村市建設部都市

計

課

**令和元年十** 

月

八日

から

同月二十二

日

四

田村三春小野都意見書の提出

村三春小野都

市計

福

は、

福島県に提出することができる。氏名及び意見を記した意見書を二に掲げる機関を経由して、

都市計画法第二十一条第二項で準用する同法第十七条第二項の規定により、

画下水道を変更する案について、

田

村市の住民及び利害関係人

住所、

三に掲げる縦覧期間内に

(都市計画課

#### 公告第百三十八号

とおり縦覧に供する。 項の規定により、田村二都市計画法(昭和四十二 |春小野都市計画下水道を変更するため当該都市計画の案を次 一年法律第百号) 第二十一 条第二項で準用する同法第十七条第

令和元年十 一月八日

福島県知 事 内 堀

雅

雄

(農業総合センター)

制限事 公定規 項は、 の他の 5508

格のと

#### 公告第14号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける県立学校勤怠管理システム構築 運用等業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は 特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財 (昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。) 務規則 第274条の3第1項の 規定により公告する。

令和元年11月8日

淳 福島県教育委員会教育長 鈴 木

- 入札に付する事項
  - 県立学校勤怠管理システム構築・運用等業務
  - 入札説明書及び仕様書による。 (2) 業務の仕様等
  - (3)契約期間

勤怠管理システム構築・運用等業務委託 契約締結の日から令和7年3月31日まで

- 勤怠管理システム基盤賃貸借 イ
  - 契約締結の日から令和5年3月31日まで
- 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加をする者に必 要な資格の確認を受けた者であること

- 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれにも該 当しない者であること。
- 3に掲げる日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名 停止を受けていない者であること。
- 会社更生法 (平成14年法律第154号) の規定による更生手続開始の申立てをしてい る 者 若 し く は 申 立 て が な さ れ て い る 者 又 は 民 事 再 生 法 ( 平 成 11年 法 律 第 225号) 定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあっ ては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと 認められる者であること。

- (4) 国、地方自治体等において、この公告に示した仕様に合致したシステム運用業務 又はこれと同程度のシステム開発、販売及びサポートについて、3に掲げる日から 5年以内に履行実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和元年11月19日(火)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、令和元年11月19日(火)午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8688 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県教育庁教育総務課

電 話 024-521-7759

4 契約条項を示す場所及び期間

3 に掲げる場所において、令和元年11月8日(金)から同月15日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札説明書の配布場所等

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。なお、福島県教育庁ホームページからダウンロードして入手することができる。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙38枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和元年11月13日(水)午後5時までに必着で請求すること。
- 6 入札書の提出場所等
  - (1) 入札書の提出場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。
  - (2) 入札及び開札の日時及び場所 令和元年12月19日 (木) 午前10時 福島県庁西庁 舎9階教育委員室
  - (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和元年 12月18日 (水) 午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。
- 7 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
  - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県教育委員会教育長から説明を求められた場合は、それに応じなければな らない。

9 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

#### 10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を、入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

#### 11 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased: Electronic attendance management system for employees at prefectural educational institutions

including its creation and operation 1 set

- (2) Time-limit of tender (by hand): 10:00 a.m., 19 December 2019
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 18 December 2019
- (4) Contact point for the notice: General Affairs Division, General Affairs Section, Education Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8688 Japan TEL 024-521-7759

報

(教育総務課)